

# 悪質商法・架空請求・多重債務

## ひとりで悩まず相談を！

近年、悪質商法や架空請求、多重債務などの消費生活に関する相談が多くなっています。本庁（別館）・商工観光課に寄せられた相談件数を見ると、平成18年度は97件でしたが、同19年度には130件と33件（34・0%）も増加しています（同20年度は9月30日現在・78件）。市では、同課に消費生活相談員を配置し、皆さんからの相談に応じるなど、トラブル解決のためのお手伝いをしています。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。今回は、県や市に多く寄せられた相談事例などについて紹介します。



よいのでしょうか？

### 《対処法》

訪問販売や電話勧誘販売で、商品やサービス購入などの契約をした場合、契約した日を含めて8日以内であればクーリング・オフ（無条件の契約解除）ができます。 unnecessary商品などの購買で、断り切れずに契約してしまったときは、できるだけ早くご

相談ください。消費生活相談員または市の担当職員がクーリング・オフの方法などについて詳しく説明します。

### 《対処法》

この事例は、入会した覚えもないのに、いかにも入会手続きが終わったかのように見せかけ、根拠のない高額な料金を請求する架空請求です。料金は一切、支払う必要はありません。また、電子メールアドレスを知られている可能性があるため、今後、迷惑メールが届くことがあるかもしれませんが、同アドレスを知られていても個人の特定は困難です。これ以上の個人情報漏えいを防ぐため、このような事例があったときは、できるだけ



### 相談事例① 高額布団の強引な販売 (悪質商法)

「布団のクリーニングをしませんか？」と、業者が自宅に訪れました。布団を見せると、「汚れているし、カビも生えている」さらに「この布団を使い続けるとぜんそくになる」などと言われ、とても不安になりました。その業者は持参した布団を買うように勧めましたが、高額であったため「余裕がないので支払えない」と何度も断りました。しかし、聞き入れてもらえず根負けし、数十万円もする高額布団の購買契約をしてしまいました。解約したいのですが、どうすれば

### 相談事例② ワンクリック詐欺 (架空請求)

パソコンを使って、インターネットで芸能人の写真などを閲覧し、画面上の写真をクリックしたところ突然、アダルトサイトにつながりました。すると、「入会ありがとうございました」と、4万円を請求する画面になり、問い合わせ先の携帯電話の番号と自分が振り当てられたID番号が表示されました。その後、パソコンを起動す

早くご相談ください。なお、携帯電話のインターネットでも架空請求された事例が数多くありますので十分ご注意ください。

### 相談事例③

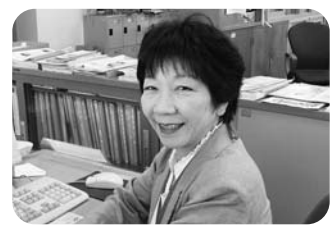
### パチンコなどで借金を繰り返す夫

夫が、消費者金融の自動契約機を使って借金を繰り返しています。借金の使いみちは、パチンコや競馬などです。これまで身内が800万円以上も肩代わりをしています。今回は、1社に100万円以上の借金があるようですが、借入時期などの詳細はわかりません。夫はもう一つ新たな



## ひとりで悩まず、できるだけ早く相談を！

今回紹介した相談事例のような悪質商法や架空請求、多重債務などの問題は、1人で悩まず、できるだけ早く相談することが大切です。市では、商工観光課に消費生活相談員を配置し、皆さんからの相談に応じています。相談は無料です。お気軽にご相談ください。



市消費生活相談員 橋野 君佳

### 《対処法》

万が一、自分の収入で借金を返済できない状況になって、安易に返済のための借金をしてはいけません。借金が

仕事をして返済すると言っていますが、本人だけで返済できるか不安です。きちんと債務整理をさせて、今後、借金をしないようにする方法があれば教えてほしいのですが…。

雪だるま式に増える多重債務の始まりとなります。多重債務とは、複数の金融業者から借り入れをしている状態のことです。多重債務者は、それぞれの業者に利息を払う必要があるため、より一層返済が難しくなります。借金の整理方法は、借金の状況などによって異なりますので、本庁（別館）・商工観光課へご相談ください。

- 相談日時=月曜日～金曜日（祝日を除く）  
午前8時30分から午後5時まで  
※月・水・金曜日は消費生活相談員が、火・木曜日は市の担当職員が相談に応じます。
- 相談窓口=本庁（別館）・商工観光課  
※牛深支所・産業振興課、その他の支所・産業建設課でも相談を受け付けています。
- 相談電話=☎6787（直通）

### 多重債務者の無料相談会を開催

県多重債務者対策協議会や県、市などでは、借金問題などでお悩みの人の無料相談会を開きます。県・市の消費生活相談員や弁護士、司法書士が相談に応じ、秘密は厳守します。安心してご相談ください。

- とき=11月11日④午後1時から同4時30分まで。
- ところ=天草宝島国際交流会館ポルト3階・多目的ホール。

※事前に、電話で県消費生活センター ☎096-352-1660へできるだけ予約してください。

【問い合わせ先】 県消費生活センター ☎096-352-1660

### 消費生活出前講座を実施しています

市では、市民の皆さんなどの要望に応じて、消費生活相談員が集会等に出向き、悪質商法や多重債務などの消費生活問題について説明する「出前講座」を実施しています。地域やグループの勉強会、職場の学習会、学校行事などで、ぜひご利用ください。

- 対象=市内に居住または勤務、通学する人で、おむね10人以上の団体やグループなど。
- 実施日時=月・水・金曜日の午前8時30分から午後5時までの間で実施し、時間は60分程度。
- 費用=無料（ただし、講座を行う会場の借上料などが必要な場合は、申込者の負担となります）。
- 申込方法=本庁（別館）・商工観光課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、事前に同課へ提出してください。FAX③1999でも受け付けます。

【問い合わせ先】 本庁（別館）・商工観光課商工振興係 ☎1111内線2551